

情報セキュリティ基本方針

公益財団法人 核物質管理センター（以下「センター」という。）は、原子力規制委員会の指定機関として継続的かつ安定的に業務を遂行するため、以下の方針に基づき情報資産を適切に保護します。

1. 情報資産の保護

センターで取り扱う情報の重要度に応じた「機密性」・「完全性」・「可用性」を確保するために、センターが自らの責任において情報セキュリティ対策を講じます。このため、センターにおいては、情報セキュリティ対策の包括的な規定として、情報セキュリティポリシー及び情報管理規程（以下「ポリシー等」という。）を整理し、センターの情報資産を脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保に最大限取り組みます。

2. 適用範囲

本方針の適用範囲は、センターが業務上利用する全ての情報資産及びセンターの全役職員等（役員、職員、参事、臨時用員。以下同じ。）とします。

3. 法令等の遵守

情報及び情報システムの取扱いに関しては、ポリシー等のほか業務に適用される法令等を遵守します。

4. 体制

情報セキュリティの状況の正確な把握、必要な対策を迅速に実施及び継続的に改善するための体制を整備します。

5. 教育、訓練の実施

センターの全役職員等に対して、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産が適正に利用されるよう、定期的に教育・訓練を実施します。

6. 事故への対応

情報セキュリティに関する事故の発生予防に努めるとともに、万一事故が発生した場合は、報告、対策、原因究明等の事故対応を迅速に実施し、影響が最小限になるように努めます。また、再発防止策を含む適切な対策を講じます。

7. 継続的な改善

本方針及びポリシー等が遵守されていることを確認するため、定期的に情報セキュリティ対策実施状況を評価し、継続的な改善を図ります。

制定 2017年7月20日